

福島県における復興祈念公園のあり方
【基本構想への県提言】

(参考資料)

目 次

(参考資料)

1. 東日本大震災の被害の状況 1
2. 避難指示区域の状況 4
3. 東日本大震災時の警察による救出救助・捜索活動 8
4. 公園候補地周辺の特徴 9
5. 復興に向けた取り組み 15

1. 東日本大震災の被害の状況

東日本大震災において、福島県では、最大震度6強の強い揺れに加え、それに続く大津波により沿岸3市7町全てで浸水被害を受け、家屋倒壊や火災等が発生し、地震や津波で直接犠牲となった方々が死者・行方不明者合わせて1千8百人を超えるなど、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害が発生した。

さらに、本県では、地震直後に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民が県内外へ避難することとなった。現在まで一部で避難指示が解除されたものの、いまだ約9万人もの県民が故郷から遠く離れた地で避難生活を続けており、避難所等への移動中や避難所等での生活における肉体的、精神的疲労などにより、2千人を超える方々が亡くなっている。

■福島県における東日本大震災の被害概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源	三陸沖（震源の深さ24km）	
規模	マグニチュード9.0	
観測震度 （県内）	震度6強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町
	震度6弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町
津波規模 （県内）	相馬港9.3m以上、小名浜港3.33m	
人的被害 （県内）	死者：3,881人、行方不明者：3人 重傷者：20人、軽傷者：163人	
建物被害 （県内）	住家全壊：15,172棟、住家半壊：79,084棟 住家一部損壊：141,488棟 住家床上浸水：1,061棟、住家床下浸水：351棟 公共建物被害：965棟、その他建物被害：36,688棟	

出典：福島県災害対策本部資料（平成28年6月13日現在）

■人的被害の内訳（地区別）

地区名	直接死	関連死	死亡届	行方不明者数	合計
浜通り	1,567人	1,982人	221人	3人	3,773人
中通り	36人	68人	3人		107人
会津	1人	3人			4人
合計	1,604人	2,053人	224人	3人	3,884人

県内への避難者数(平成28年5月31日現在)	49,332人
県外への避難者数(平成28年5月16日現在)	41,532人
避難先不明者	20人
合計	90,884人



■ 浜通りの人的被害の内訳

市町村名	直接死	関連死	死亡届※1	行方不明者数※2	合計	割合 (県全体)
相馬市	439人	28人	19人		486人	12.5%
南相馬市	525人	486人	111人		1,122人	28.9%
広野町	2人	44人		1人	47人	1.2%
檜葉町	11人	124人	2人		137人	3.5%
富岡町	18人	347人	6人		371人	9.5%
川内村		90人			90人	2.3%
大熊町	11人	115人		1人	127人	3.3%
双葉町	17人	142人	3人	1人	163人	4.2%
浪江町	150人	384人	32人		566人	14.6%
葛尾村		37人	1人		38人	1.0%
新地町	100人	9人	10人		119人	3.1%
飯館村	1人	42人			43人	1.1%
いわき市	293人	134人	37人		464人	11.9%
浜通り合計	1,567人	1,982人	221人	3人	3,773人	97.1%
中通り合計	36人	68人	3人		107人	2.8%
会津合計	1人	3人			4人	0.1%
県全体	1,604人	2,053人	224人	3人	3,884人	100.0%

出典:福島県災害対策本部資料(平成28年6月13日現在)

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つからないが、死亡届等が出されている方

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つからず、死亡届等も出ていない方

■津波による被災状況

本県では、東日本大震災による大津波により、沿岸3市7町すべてで浸水被害を受けた。

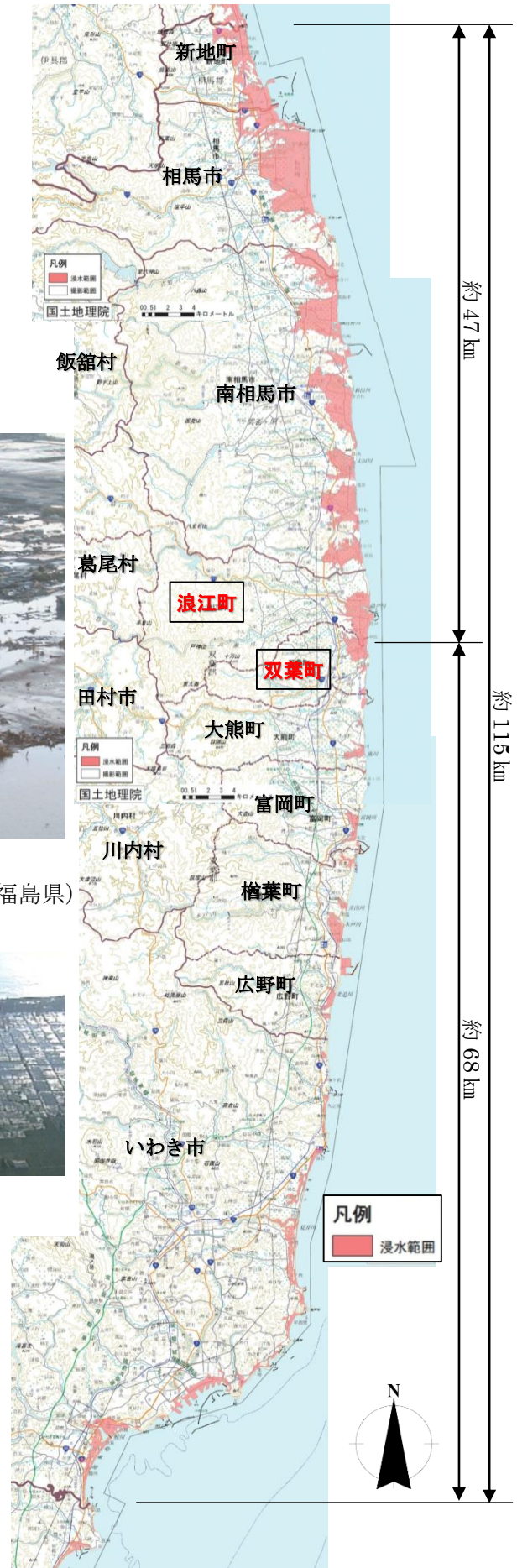
復興祈念公園候補地は、震災で多くの方々が犠牲となった浜通り地方のほぼ中央に位置し、周辺では、甚大な津波被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生するなど、本県はもとより我が国における未曾有の複合災害を象徴する場所となっている。



浪江請戸周辺（平成23年3月12日）
出典：東日本大震災の記録と復興の歩み（H25.3 福島県）



双葉町・浪江町周辺（平成23年3月12日）
出典：東北地方整備局HP 震災伝承館



福島県津波浸水区域図
出典：浸水範囲現況図（国土地理院）一部加工

2. 避難指示区域の状況

本県では、地震発生直後から避難や屋内退避の指示が出され、その後、避難指示区域が順次拡大したことにより、多くの県民が県内外へ避難することとなった。

現在まで一部の区域で避難指示が解除されたものの、いまだ約9万人もの県民がふるさとから遠く離れた地で避難生活を続けている。

復興祈念公園が整備される双葉・浪江両町でも、東京電力福島第一原子力発電所の事故により出された避難指示は、その後、両町の全域に及び、震災前に当たり前であった町の生活が突如として奪い去られることとなってしまった。

■避難指示等の状況（発災直後）

事故直後： 平成 23 年 3 月 11 日	平成 23 年 3 月 12 日	平成 23 年 3 月 15 日
<p>平成 23 年 3 月 11 日 19:03 原子力緊急事態宣言発令 平成 23 年 3 月 11 日 20:50 福島第一原子力発電所から 半径 2km 圏内に避難指示 平成 23 年 3 月 11 日 21:23 福島第一原子力発電所から 半径 3km 圏内に避難指示。 半径 3 km から 10 km 圏内に、屋内 退避指示。</p>	<p>平成 23 年 3 月 12 日 5:44 福島第一原子力発電所から半径 10km 圏内に避難指示。 平成 23 年 3 月 12 日 17:39 福島第二原子力発電所から半径 10 km 圏内に避難指示。 平成 23 年 3 月 12 日 18:25 福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内に避難指示。</p>	<p>平成 23 年 3 月 15 日 11:00 福島第一原子力発電所から半径 20～30 km 圏内に屋内退避指示。</p>

出典：福島県ホームページ

■避難指示等の状況（発災後1か月～半年）

平成 23 年 4 月 22 日	平成 23 年 9 月 30 日
<p>平成 23 年 4 月 22 日 福島第一原子力発電所から半径 20km 圏外の特定区域を、計画的避難区域、緊急時避難準備区域として設定。 福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内（海域を含む）について、警戒区域として設定。</p> <p>※平成 23 年 4 月 21 日に福島第二原子力発電所から半径 10 km 圏内の避難指示が半径 8km 圏内に変更。</p>	<p>平成 23 年 9 月 30 日 緊急時避難準備区域を有する各市町村において復旧計画が確定され、一括解除。</p>

出典：福島県ホームページ

■警戒区域

立入制限、退去命令（罰則規定を伴う厳しい規制）が行われる区域。東京電力第一原子力発電所が不安定な状況にあることから、再び事態が深刻化した場合の居住者の危険防止のために設定された。

■計画的避難区域

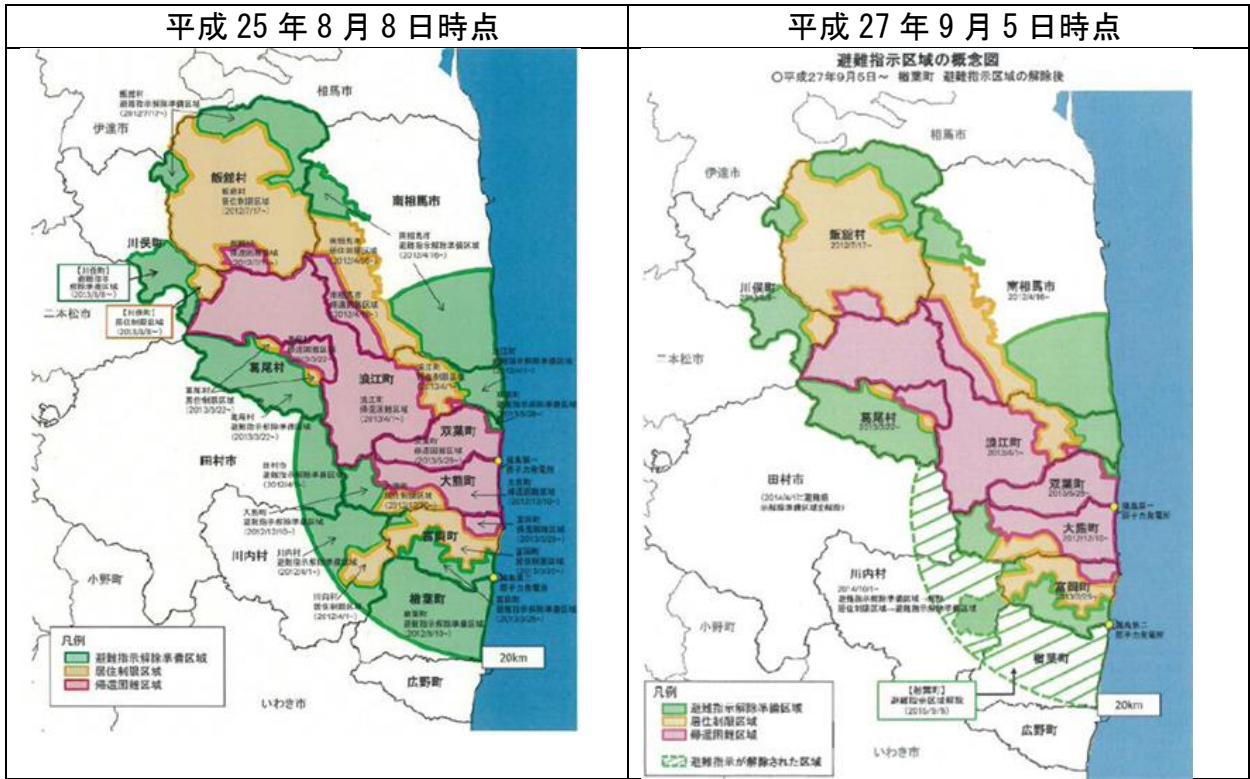
事故発生から 1 年の間に累積線量が 20mSv に達する恐れのある地域について、住民の被ばくを低減するために設定された。

■緊急時避難準備区域

東京電力第一原子力発電所に係る危険防止の観点から設定。（立入制限は無いが、自主的避難及び子供、妊婦等の避難を促されていた。）

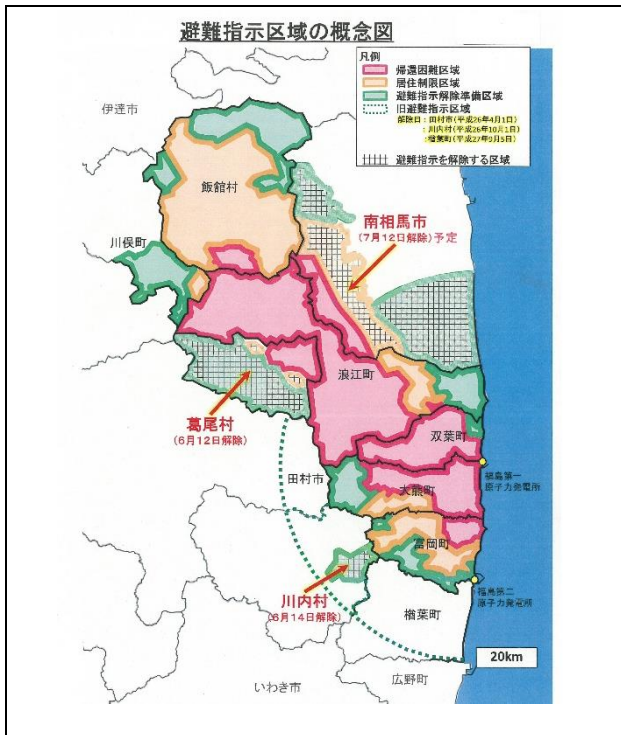
■避難指示等の状況（発災後約2年半～平成27年9月5日）

H24.4より順次区域見直しが始まり、その後、田村市、川内村の一部、檜葉町で避難指示が解除。



出典：福島県ホームページ

※平成27年9月5日以降、葛尾村の一部、川内村、南相馬市の一部で避難指示区域の解除決定を公示。（平成28年5月31日）



出典：経済産業省ホームページ

■避難指示解除準備区域

復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

■居住制限区域

将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。

■帰還困難区域

放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。

■被災市町村の役場機能移転の経過

<広野町>

H23. 3. 15	小野町（小野町町民体育館）へ役場機能を移転
H23. 4. 15	いわき市（FDKモジュールシステムテクノロジーいわき工場社屋内）に役場機能移転
H24. 3. 1	役場本庁で業務再開

<檜葉町>

H23. 3. 12	いわき市（いわき市立中央台南小学校）に災害対策本部移転
H23. 3. 26	会津美里町（会津美里町役場本郷庁舎3階）に役場機能移転
H23. 11. 23	会津美里町（旧耐南建設（株）事務所）に役場機能移転
H24. 1. 17	いわき出張所（いわき明星大学内）に災害対策本部移転
H27. 9. 5	役場本庁で業務再開

<富岡町>

H23. 3. 12	川内村に川内村・富岡町合同災害対策本部設置（川内村役場内）
H23. 3. 15	川内村・富岡町合同災害対策本部を郡山市（ビッグパレットふくしま）に設置
H23. 4. 14	郡山市（ビッグパレットふくしま）に役場機能移転
H23. 12. 19	郡山市大槻町（郡山事務所）に役場機能移転

<川内村>

H23. 3. 12	川内村・富岡町合同災害対策本部設置（川内村役場内）
H23. 3. 15	川内村・富岡町合同災害対策本部を郡山市（ビッグパレットふくしま）に設置
H23. 4. 12	郡山市（ビッグパレットふくしま）に役場機能移転
H24. 3. 26	役場本庁で業務再開

<大熊町>

H23. 3. 12	田村市（田村市総合体育館）に災害対策本部移転
H23. 4. 5	会津若松市（会津若松市役所追手町第二庁舎）に役場機能移転

<双葉町>

H23. 3. 12	川俣町合宿所（トレンピア）に災害対策本部移転
H23. 3. 19	埼玉県さいたま市（さいたまスーパーアリーナ）に役場機能移転
H23. 3. 31	埼玉県加須市（旧埼玉県立騎西高校内）に役場機能移転
H25. 6. 17	いわき市（いわき事務所）に役場機能移転

<浪江町>

H23. 3. 12	浪江町役場津島支所に災害対策本部移転
H23. 3. 15	二本松市（二本松市役所東和支所）に災害対策本部移転
H23. 5. 23	二本松市（男女共生センター）に役場機能移転
H24. 10. 1	二本松市（平石高田第二工業団地）に役場機能移転

<葛尾村>

H23. 3. 15	会津坂下町（会津坂下町川西公民館）に役場機能移転
H23. 4. 21	会津坂下町（旧福島地方法務局坂下出張所）に役場機能移転
H23. 7. 1	三春町（貝山多目的運動公園管理棟）に役場機能移転
H28. 4. 1	役場本庁で業務再開

<飯舘村>

H23. 6. 22	福島市に移転（福島市役所飯野支所）
------------	-------------------

3. 東日本大震災時の警察による救出救助・捜索活動

多くの県民が震災直後から県内外へ避難することとなり、避難指示区域内では地震や津波により行方不明となった方々の十分な捜索活動が出来ない状況が続いた。

地震や津波で直接犠牲となった方々に加え、地震直後に出された避難指示の影響により、がれきの下敷きとなり、あるいは負傷等により身動き出来ずに救助を待ち望んでいたものの救助されず犠牲となった方々も存在することとなった。

その後、避難指示区域内で行方不明者の本格的な捜索活動は開始されたものの、いまだ2百人を超える方々の行方が確認できない状況となっている。

月 日	県警察の捜索活動
3月11日	地震災害発生。浜通り各市町村や須賀川市、鏡石町、白河市に県警察機動隊や特別起動パトロール隊、第二機動隊を出動させ、地元警察署員とともに人命救助活動や行方不明者の捜索を開始
3月17日～	南相馬市の20 km～30 km圏内地域（鹿島区南部・原町区）で捜索開始（いわき市については3月28日に20 km～30 km圏内（末続地区）の捜索実施）
4月3日～	東京電力第一原子力発電所から半径10 km～20 km圏内の南相馬市原町区で捜索開始
4月14日～	東京電力第一原子力発電所から半径10 km圏内の浪江町で捜索開始
4月19日～	東京電力第一原子力発電所から半径10 km圏内の双葉町で捜索開始
4月22日～	浪江町で重機を使った捜索開始
4月25日～	双葉町で重機を使った捜索開始
4月25日～	東京電力第一原子力発電所から半径5 km圏内の双葉町で重機を使った集中捜索を開始
11月8日・10日・12日	浪江町請戸漁港における県警機動隊スクーバ潜水捜索実施
平成24年1月24日	浪江町請戸漁港付近行方不明者一斉捜索実施
2月19日～2月21日	双葉郡（浪江、双葉、大熊、富岡、楡葉町）沿岸部の行方不明者一斉捜索実施

出典：東日本大震災の記録と復興の歩み（H25.3 福島県）より
双葉町、浪江町部分を抜粋し、作成。

4. 公園候補地周辺の特徴

(1) 公園候補地周辺の歴史・文化

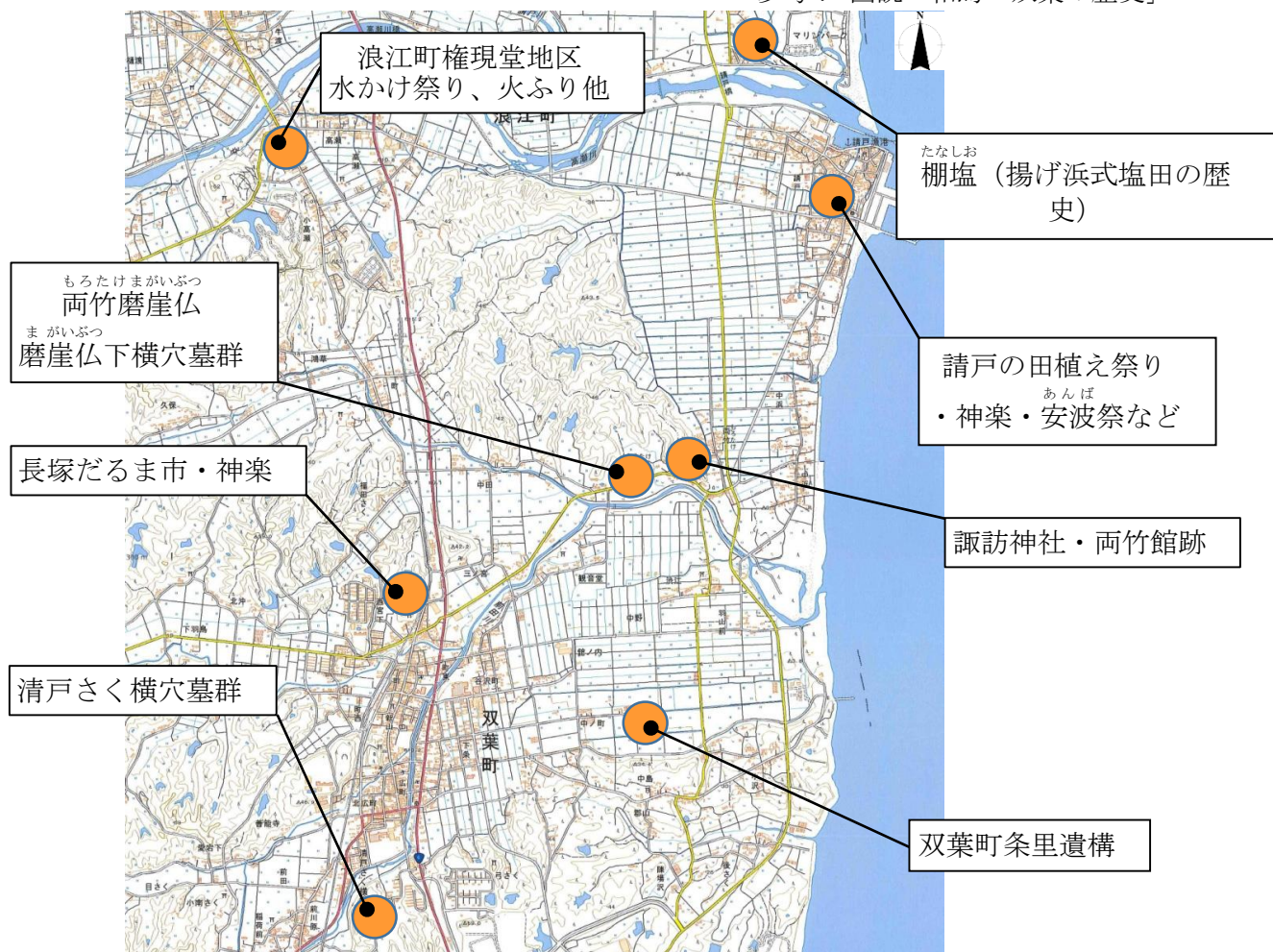
公園候補地周辺は、貝塚や古代の横穴墓遺跡、条理跡などが多く存在し、長い居住の歴史がある。また戦国時代初期から明治維新まで相馬氏が継続して治めた珍しい歴史を持ち、公園候補地西側丘陵部の諏訪神社周辺には、相馬藩防備のひとつである両竹館跡がある。

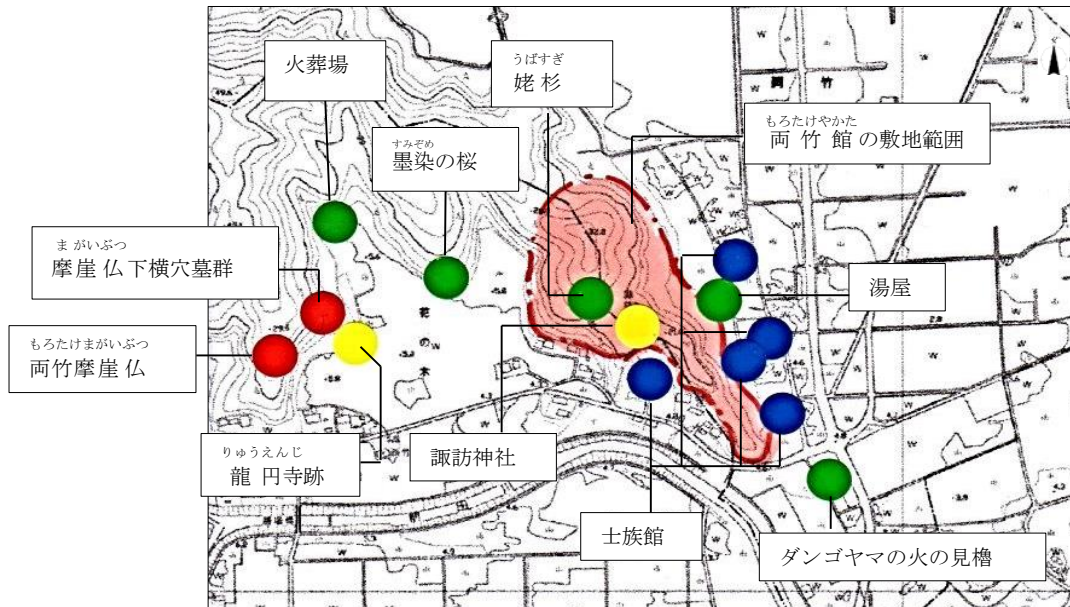
鎌倉時代以降この地域は標葉氏の支配下となるが、戦国時代の初期 1492 年相馬氏が標葉氏を滅ぼし相馬氏の直接支配となり、この地域は標葉郷と呼ばれていた。

戦国時代から南に岩城氏や佐竹氏、北の伊達氏などと揉み合いながらも領地を維持し、江戸時代に現在の相双地域に相当する地域が相馬中村藩として安堵された。相双地域には領地守備のための館が数多く建てられ、その数は 47 におよぶ。このうち双葉町と浪江町は当時、標葉郷と呼ばれ、17 の館が設けられた。

大堀相馬焼、塩田跡、磨崖仏等のほか、各種祭り、神楽、田楽・踊りなどの民族芸能などが盛んな土地柄であり、震災後も避難地等で活動が再開されている。また、震災後、平成 24 年に、福島県では、ふくしまの民族芸能をはじめ、国内外の伝統芸能が一堂に会した「地域伝統芸能全国大会福島大会（愛称：ふるさとの祭り）」が開催され、平成 25 年からは、県内被災団体を中心とした福島県版「ふるさとの祭り」が毎年県内で開催されている。

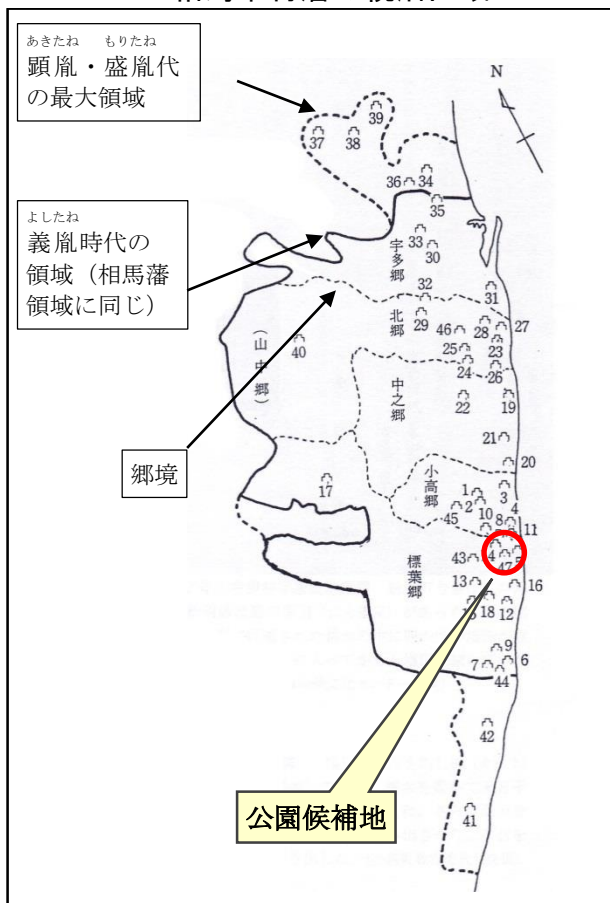
参考：「図説 相馬・双葉の歴史」





両竹村の歴史遺産（泉田邦彦氏資料より）

相馬中村藩の統治区域



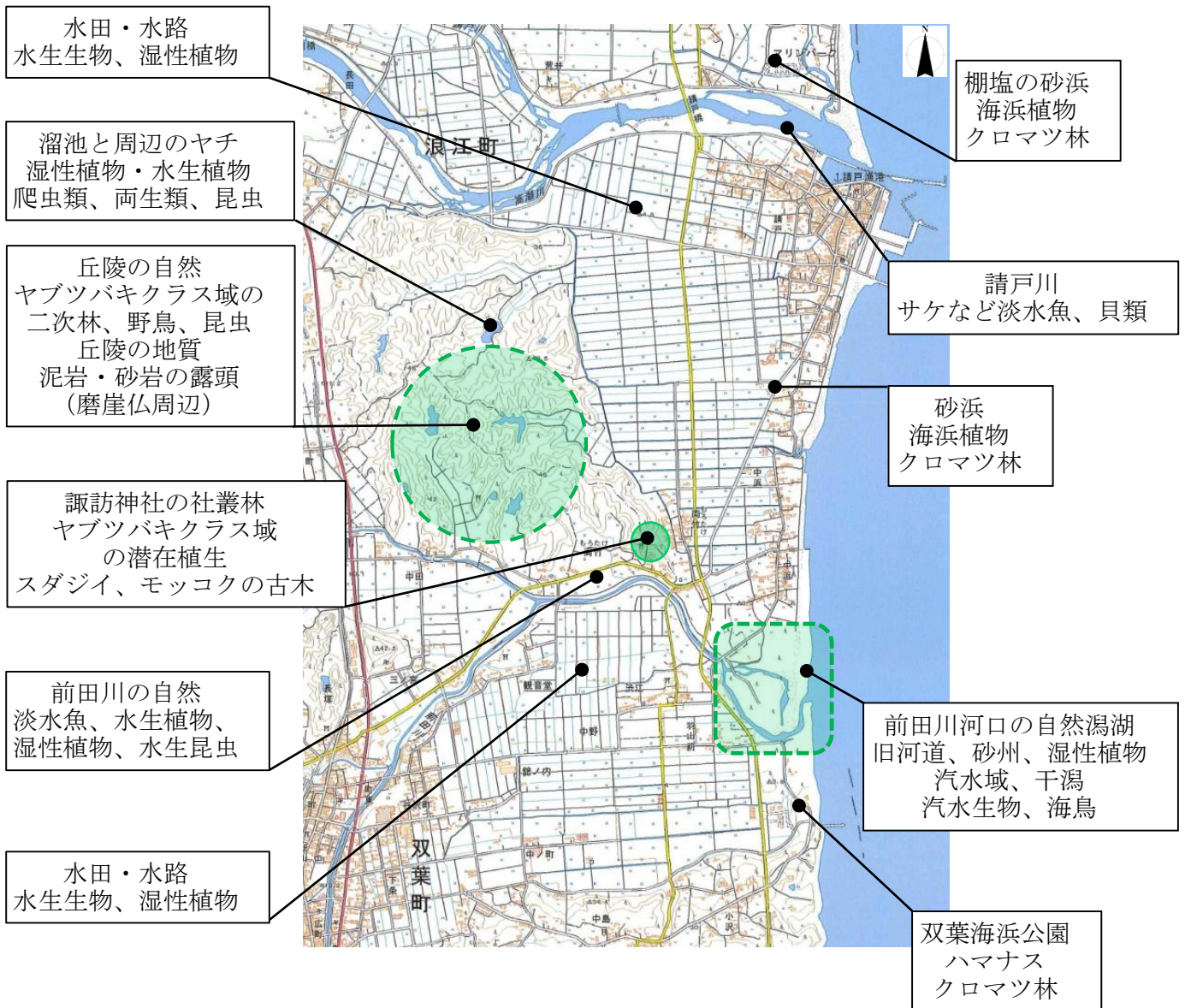
現在の市町村分布



出典：「図説 相馬・双葉の歴史」に一部加筆

(2) 公園候補地周辺の自然

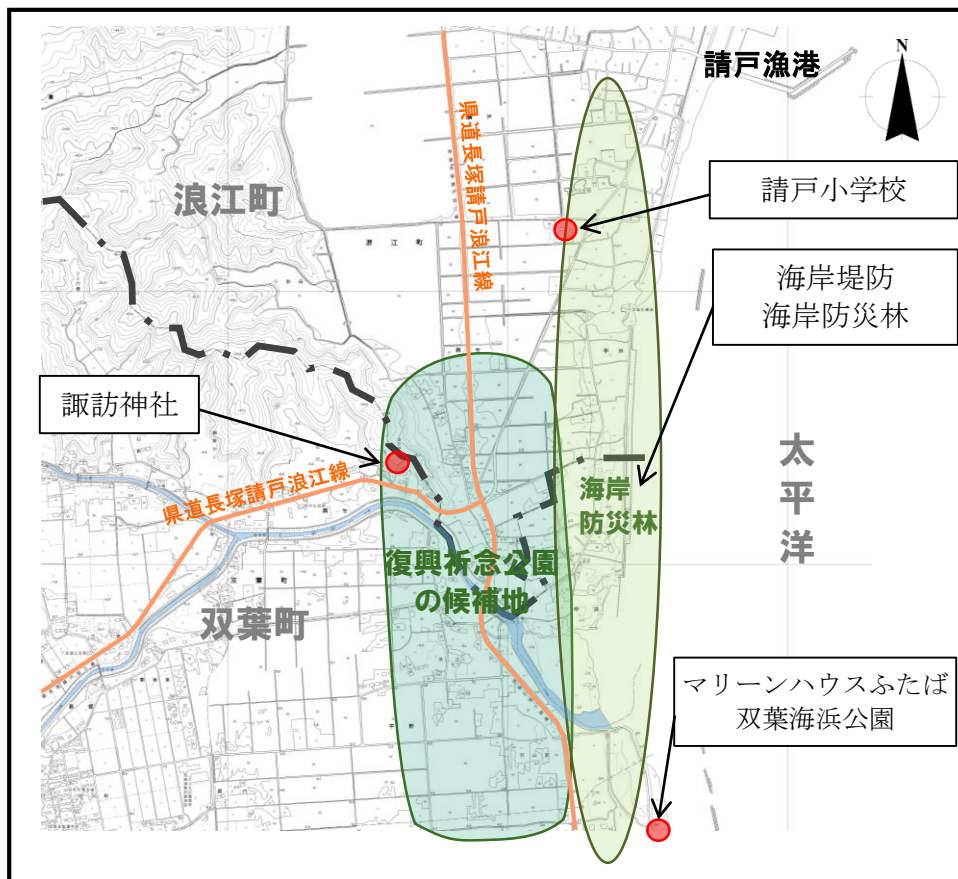
阿武隈山系の自然と海浜部の温暖な気候が会う公園候補地周辺は、丘陵地・平地・河口・砂州など多様な地形を有し、諏訪神社周辺の丘陵部には、シイの木など照葉樹林の良好な潜在自然植生が残っている。また前田川河口部の自然潟湖や砂州などには、汽水域や干潟の動植物が生息している豊かな環境である。



前田川河口方面
(平成 27 年 9 月 22 日撮影)

(3) 公園候補地周辺の震災遺構等

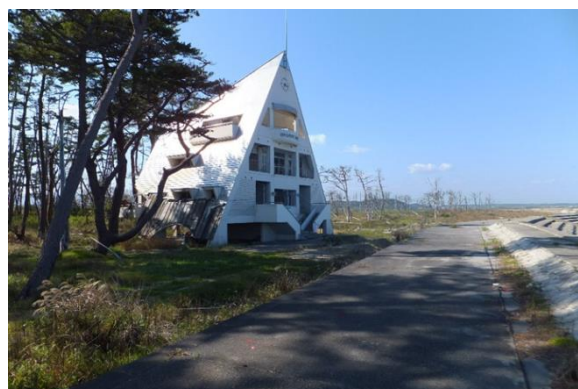
公園候補地周辺には津波被害を受けたマリンハウスふたば、請戸小学校などの震災遺構が双葉・浪江両町で検討されている。



■公園候補地周辺図



請戸小学校
(平成 27 年 9 月 22 日撮影)



マリンハウスふたば
(平成 27 年 9 月 22 日撮影)

■マリンハウスふたば

双葉海水浴場に隣接している町営の海の家で双葉海水浴場の中心的施設。

施設内にはキャンプ場などの受付窓口の他、2階には無料で利用できるトイレ、シャワー、休憩室などがある。3階には有料の休憩室があり、会議や研修等の貸切利用が可能。

本施設は町の避難場所に指定されており、東日本大震災の津波の際には、3階に避難して助かった人々がいる。

震災前(2010)



震災後(2012.10月撮影)



津波レベル

写真出典：「双葉町における被災の現状と復興への課題」(双葉町：H27.10) より

■請戸小学校

・東日本大震災時の避難概要

地震発生当時、校舎には下校した1年生を除き、2年生から6年生までの児童77人が残っていた。震災直後、児童・教職員約100人は、すぐに避難場所に指定されている約2km離れた大平山に避難し全員が難を逃れた。

2011年3月11日(金) 14:46 東日本大震災発生
14:51 校庭に集合、在籍確認後、避難
大平山方面へ避難
NHKの津波警報発令と同時に避難開始
15:40 津波襲来、校舎冠水、1F部分損壊喪失
出典：福島民報HPより

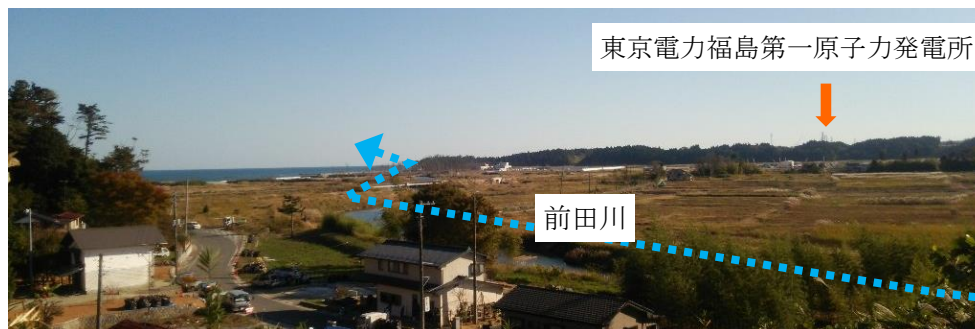
もろたけやかた
(4) 両竹館跡周辺からの眺望

もろたけやかた
 両竹館跡周辺の標高約 30m の高台からは、東京電力福島第一原子力発電所の排気筒などを確認することが出来ると考えられる。また双葉・浪江の両町にまたがる中野・中浜地区や前田川付近の平地からは、大地と樹林がブラインドとなって見通す事は困難と考えられる。

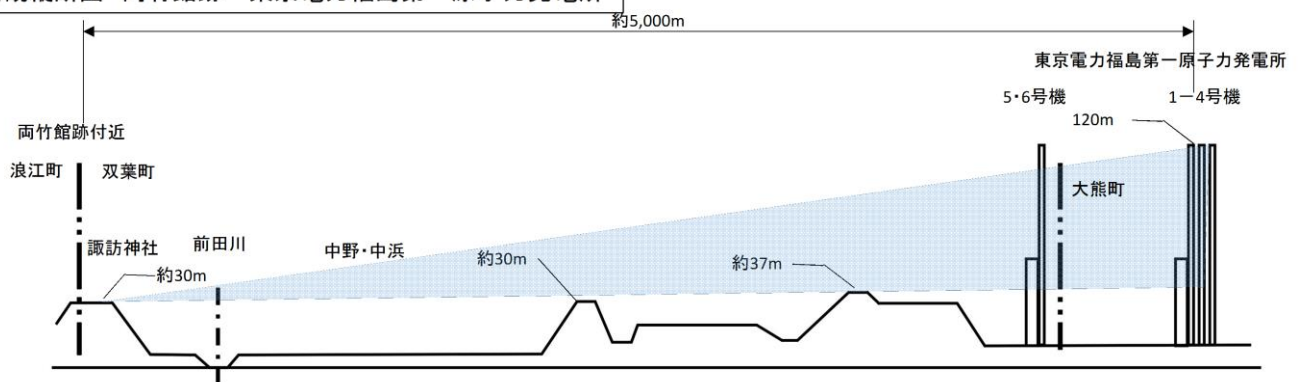
■ 景観縦断面図位置



■ 諏訪神社付近からの眺望（平成 27 年 10 月 26 日撮影）



景観縦断面図 両竹館跡—東京電力福島第一原子力発電所



※国土地理院地図より作成
 ※縦:横のスケール比は(V:H=10:1)

5. 復興に向けた取り組み

(1) 福島県の復興計画等

これまで福島県が東日本大震災に対し、取り組んできた復興計画の策定期期と概要は以下のとおりである。

・福島県復興ビジョン：

平成 23 年 8 月に策定され、緊急的対応、ふくしまの未来を見据えた対応、原子力災害対応について、方針が示された。

・福島県復興計画（第 1 次）：

平成 23 年 12 月に策定され、復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業が示された。

・福島県復興計画（第 2 次）：

平成 24 年 12 月に策定され、避難指示区域の見直しへの対応、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備検討、帰還を加速させる取組などが追加された。

・福島県復興計画（第 3 次）：

平成 27 年 12 月に策定され、避難地域及び浜通り地域の復興の加速化、新産業の集積、風評の影響の払拭や風化の防止に向けた取組などが追加された。

■福島県復興計画（第 3 次）の基本理念と主要施策

基本理念

- 1 原子力に依存しない*、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
 - 2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
 - 3 誇りあるふるさと再生の実現
- ※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めている。

主要施策（復興へ向けた重点プロジェクト）

■避難地域の復興・再生

- 1 避難地域等復興加速化プロジェクト

■安心して住み、暮らす

- 2 生活再建支援プロジェクト
- 3 環境回復プロジェクト
- 4 心身の健康を守るプロジェクト
- 5 子ども・若者育成プロジェクト

■ふるさとで働く

- 6 農林水産業再生プロジェクト
- 7 中小企業等復興プロジェクト
- 8 新産業創造プロジェクト

■まちをつくり、人とつながる

- 9 風評・風化対策プロジェクト
- 10 復興まちづくり・交流ネットワーク
基盤強化プロジェクト

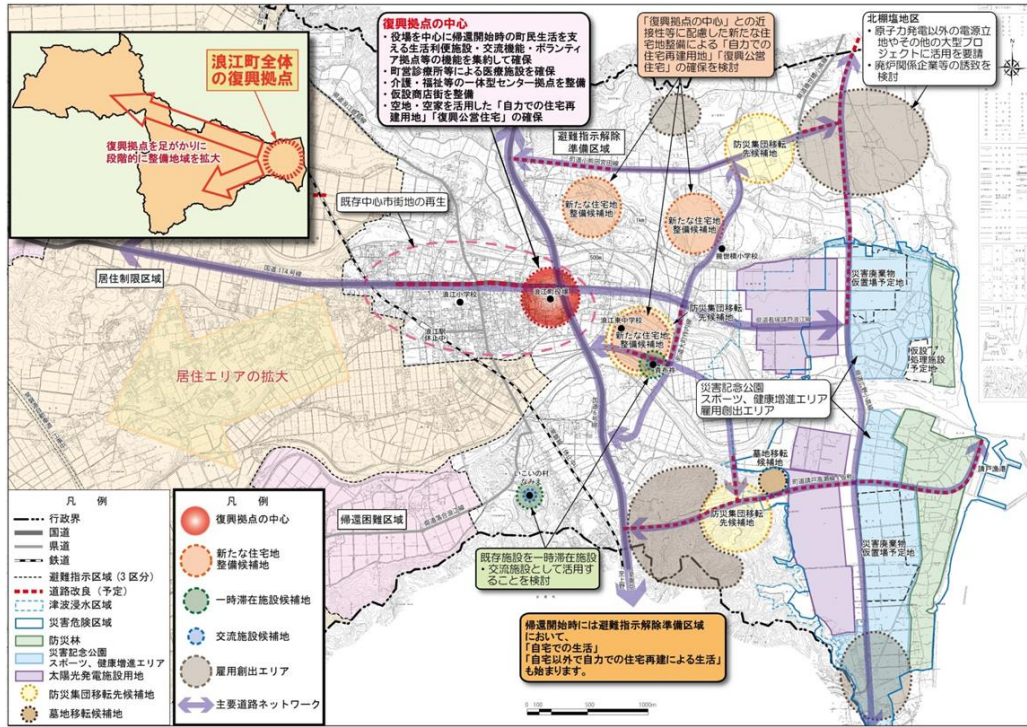
福島県における復興祈念公園は復興計画（第 3 次）で、重点プロジェクトである「避難地域等復興加速化プロジェクト」における「世界のモデルとなる復興・再生」及び「風評・風化対策プロジェクト」における「国内外への正確な情報発信」として、「犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記録と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等のための復興祈念公園等の整備」が位置付けられている。

また、除染の推進についても復興計画（第 3 次）における重点プロジェクトである「環境回復プロジェクト」の中で「除染の推進」が挙げられており、「空間線量などのモニタリングと測定結果のわかりやすい情報発信」を行うこととされている。

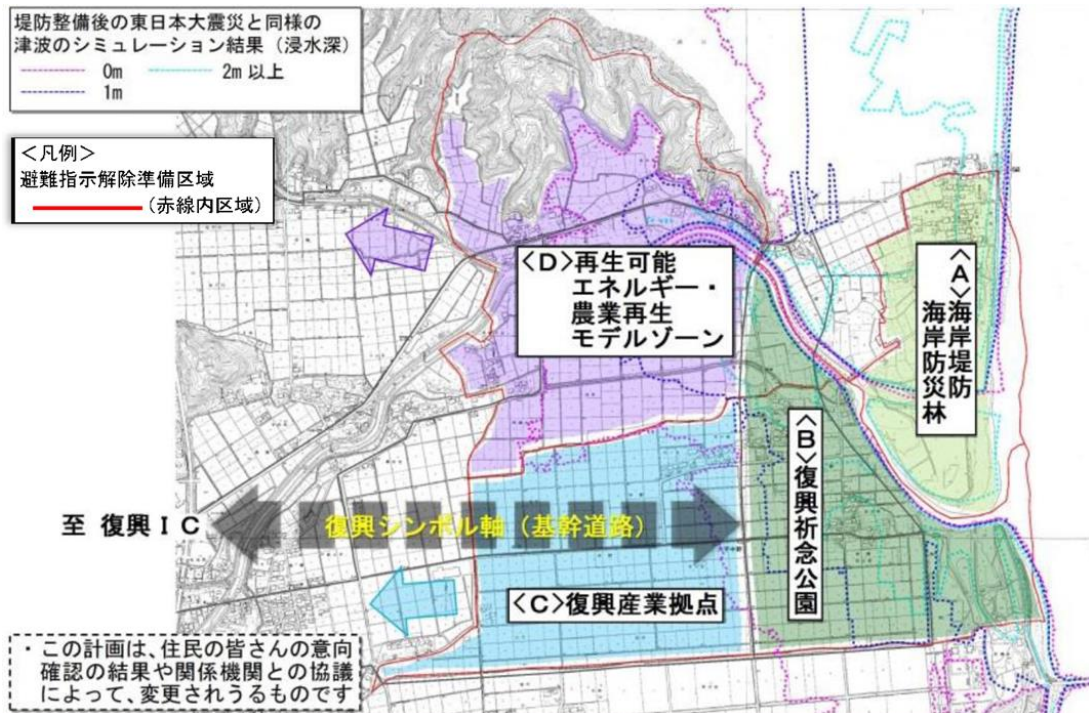
(2) 双葉町・浪江町の復興計画

公園候補地エリア周辺では、双葉・浪江両町とも復興まちづくり計画等で町民の生活再建と併せ、再生可能エネルギー活用に向けた検討を進められている。

■浪江町復興まちづくり計画（H26.3 浪江町）



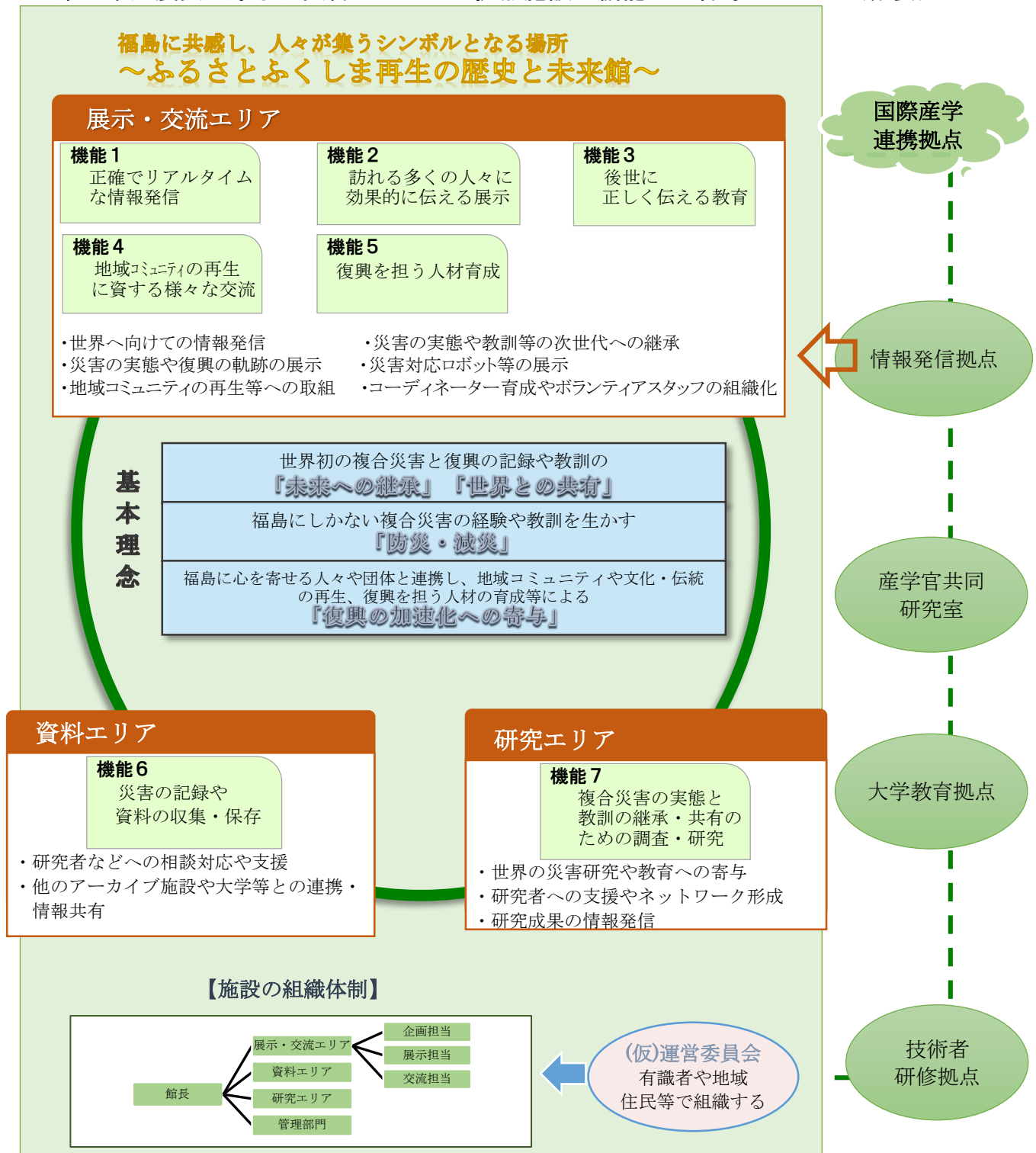
■双葉町復興まちづくり長期ビジョン（H27.3 双葉町）



(3) アーカイブ拠点施設

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の柱の一つに「国際産学連携拠点」があり、その中で「原子力災害の教訓・知見を継承、世界に発信するための情報発信拠点」として、記録と教訓を後世に伝えるアーカイブ拠点施設が位置付けられている。

■東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能・内容等について（概要）



※東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議報告書より